

火力電源入札ガイドラインの改訂案の建議について

(趣旨)

新しい火力電源入札の運用に係る指針（以下「火力電源入札ガイドライン」という。）について、パブリックコメントを踏まえて修正した改訂案を経済産業大臣に建議することについて、御検討いただく。

主なポイント

1. これまでの検討状況について

昨年12月～本年3月にかけて、火力電源入札専門会合（座長：細田孝一神奈川大学法学部教授）を4回開催し、その中で、3度にわたり火力電源入札ガイドラインの改訂について審議を行った。

本年4月15日の電力・ガス取引監視等委員会で火力電源入札ガイドラインの改訂案について検討を行い、その後、4月20日から5月20日にかけて、パブリックコメントを募集したところ。

2. パブリックコメントの結果

パブリックコメントでは、計7通の意見をいただいた（資料3-1参照）。パブリックコメントの意見を踏まえ、3. のとおり改正案の修正を行う予定。

3. 改正案の一部修正と経済産業大臣への建議

みなし小売電気事業者が供給を受けようとする火力電源が域外の需要への供給にのみ用いられる場合については、みなし小売電気事業者の経過措置料金と無関係であるため、入札の実施は不要と考えられる。この点について、原案では明確化されていなかったため、次ページのとおり指針に明記する修正を行うことについて、審議いただく。

また、修正した指針案を資料3-2により経済産業大臣に建議することに関し、対応を御検討いただく。

【パブリックコメントを踏まえた修正案（※下線部を追加）】

Ⅱ. 新しい火力電源入札の実施に関する基本的事項

1. 基本の方針

(1) 電力・ガス取引監視等委員会火力電源入札専門会合（以下「火力電源入札専門会合」という。）における議論を踏まえると、電気事業法に基づく小売料金規制の一環として料金の適正性確保という観点から入札が必要となるのは、みなし小売電気事業者が新設・増設・リプレースをされる火力電源の電気を通常よりも高い価格で調達し、それを特定小売供給約款の料金に転嫁する可能性がある場合である。小売市場が十分に競争的ではない現状においては、特定小売供給約款の料金に転嫁される可能性があることから、今後、新設・増設・リプレースされる火力電源からみなし小売電気事業者が供給を受けようとする場合には、既に建設プロセスが進んでいるため入札を実施しても運転開始予定日に間に合わない案件等を除き、原則全ての火力電源について、本指針に基づくIPP入札（以下「火力入札」という。）の実施対象とする（ただし、(4)に規定する場合を除く。）。なお、みなし小売電気事業者が供給を受けようとする火力電源が、当該みなし小売電気事業者の旧供給区域以外の区域における需要への供給にのみ用いられる場合には、特定小売供給約款の料金と無関係であるため、入札の実施を要さない。

<参考1> ガイドライン改訂案の内容について

①火力入札制度の位置付けの見直し

火力入札制度の位置付けを見直し、経過的な措置である特定小売供給約款の料金の適正性を確保するためのものとするとともに、みなし小売電気事業者が本指針に基づき入札を実施する主体である旨を規定。

また、一時的な措置である経過措置料金規制を理由とした制度となることから、本制度の廃止も含めた不断の見直しを行うことが適当である旨を規定。

②入札が必要となる場合の明確化

これまで、どのような場合に入札が必要か明確化されていなかった点を見直し、みなし小売電気事業者及びその子会社等が新設・増設・リプレースされる火力電源から供給を受けようとする場合は原則入札が必要としつつ、電源建設者の発意^(注)で建設される場合は入札を不要とする旨を規定。

また、入札以外の方法により安価な調達が可能であることを火力電源入札専門会合で合理的に説明できる場合は入札不要とする旨を規定。

(注) 電源建設者の発意かどうかについては、以下の3条件の全てに適合する場合に、電源建設者の発意で建設されるものとする。

- (a) 当該みなし小売電気事業者が、設備投資計画や資金計画の方針決定に関する当該電源の建設者への影響力を有していないこと
- (b) 当該電源の建設に係る資金調達が、当該電源の売り先のみなし小売電気事業者及びその子会社等からの資金融通で行われていないこと
 - (※1) 長期での売電契約は安定収入を確保できる点で資金調達の一助となる面があるが、みなし小売電気事業者と長期契約を結ぶことだけでは、資金融通とは考えない。
- (c) 当該電源の建設者が当該電源で発電した電気の供給先を公募で募集するなど、電気の供給先や供給条件に関する決定を当該電源の建設者が主体的に行う仕組みとなっていること
 - (※2) 公募の場合、調達規模や財務基盤などについて参加資格を設定することも考え得るが、参加資格が実質的にみなし小売電気事業者に限られる内容となっている場合は、電源建設者が主体的に売り先の決定を行っていると考えすることはできない。

③離島電源の適用除外

離島電源を原則、火力入札の対象外とし、機器入札を適切に実施していない場合は、託送料金原価への算入を認めないことを前提に、燃料調達等については料金査定によって原価の適正性を個別に確認する旨を規定。

④上限価格の設定の柔軟化

電源の原価に基づき上限価格を算定するという規定を削除し、入札実施会社が定める上限価格が「適正な原価」としての合理性がある水準にとどまっていれば許容できることとする旨を規定(自社の発電部門及び子会社等の応札価格を上限価格とすることも認められる)。

⑤上限価格の審議時期の見直し

募集の開始前の段階で、上限価格の算定の考え方について、専門会合で審議する仕組みとする旨を規定。

⑥応札できる電源の限定の扱い

燃料の供給安定性の観点や高効率な火力発電からの調達の観点から求める性能を満たす電源に限定しての入札が問題とならないこと、エネルギーミックスとの乖離がある場合に燃料種を指定しての入札もあり得ることを規定。

⑦系統増強費用(一般負担分)や振替供給費用の扱いの見直し

一般送配電事業者が負担する系統増強費用(一般負担分)や振替供給費用についてはこれまで入札結果を評価する際に考慮されてきたが、一般送配電事業に係る費用であることから、みなし小売事業者が実施する入札結果の評価の際に考慮しないこととする旨を規定。

⑧その他

みなし小売電気事業者が他の小売電気事業者と共同で入札を実施すること

も可能な制度であることを規定。また、従来の指針では明確化されていなかった自社電源の一部分のみでの応札について、認められることを明記。

<参考2> 入札が必要となる場合についてのフロー

